

憲法は今－問われる国民の態度と弁護士会の役割

■ はじめに

福井弁護士会の皆さん、こんにちは。

奈良弁護士会から参りました宮尾と申します。本日は、「憲法はいま－問われる主権者の態度と弁護士会の役割」というタイトルでお話をさせていただくこととなりました。

「憲法は今」というとき、念頭に置いているのは、言うまでもなく、昨年制定された「安全保障関連法」です。

皆様ご存じの通り、この法律が制定される過程では、極めて緊迫した政治状況が生まれました。

残念ながらこの法律は、昨年7月15日には衆議院、9月19日の未明には参議院で強行採決されてしまいました。しかし、その動きに反対する世論の巻き返しものすごかった。東京では、12万人という空前のデモが起きたといえます。

では、なぜ、ここまで緊迫した状況が生まれたのでしょうか。それは、この法律には、憲法と民主主義の両方の視点から大きな問題があったからです。

まず、憲法との関係では、「解釈改憲」という手法が問題です。一内閣の「読み替え」で、事実上憲法を変えてしまう。これは「信号無視」あるいは「クーデタ」とも言うべき暴挙です。

この問題を国民に提起する上で、憲法学者や弁護士会も大きな役割を果たしました。それは、「憲法を無視」という手法が、将来に大変な禍根を残すという危機感を抱いているからです。特に、国会での憲法学者による「違憲です」3連発は、世論の雰囲気を一変させましたね。これで「憲法を守れ」「立憲主義を守れ」という声が一気に高まった。

これは、政権にとって、相当に厳しい状況だったと思います。だから、最後には、

「国民の安全を確保するために、憲法に違反して何が悪い」というホンネを、半ば公然と口にして開き直りました。レジュメでも紹介した安倍総理大臣の「憲法学者が反対だから反対だ」という政治家は、自分の責任を憲法学者に丸投げしている。」という発言や、磯崎首相補佐官の「法的安定性には関係ない。我が国を守るために必要かどうか基準だ。」「法的安定性で国を守れますか。そんなもので守れるわけないんですよ。」といった発言がそれです。トップの政治家がこのようなことを口にするのは本当に大変なことです。

次に、民主主義との関係でも、今回の法律制定手続きは、とうてい、民主的なものだったとは言えません¹。

まず今回の法律は、分量がべらぼうに多い。今回成立した法律は、11個もの法律のかたまりです。しかも、わざとわかりにくくしているとしか思えないような、難し

い言葉が使われている。それなのに、具体的な法案が公表されたのは国会審議直前。それをわずか一国会で通すとは暴挙もいいところでは。

その上、国会の首相答弁、閣僚答弁が無茶苦茶でした。「法案ではこうなるのではないか？」と聞かれても、「私はするつもりがない」—これではかみ合いません。論戦の最終版では、あれほど強調していた「お母さんと子供」が乗った米艦船のたとえ話も、ホルムズ海峡の封鎖も、撤回した。だけど法案は撤回しない。まるで答えになっていなくても、平然と開き直る。これでは、「説明が不十分だ」という世論が多数を占めたのは当然です。それなのに、「はい、時間です」とばかりに強行採決をする。これが民主主義なのでしょうか？

さて、今年の秋には、この福井の地で人権大会が開催されます。その第1シンポは「立憲主義と民主主義の回復」がテーマです。「回復」ということは、現在が異常であるという現状認識が前提にあります。このまま異常が正常になってしまうのか、それとも一皮むけた立憲民主主義がこの国に根付くのか？これが日本の将来を左右する。

その問題意識を鮮明にするために、本日は、戦後憲法学・政治学の原点とも言うべきヒトラーとナチスドイツについて意識的に触れたいと思いますⁱⁱ。ヒトラーが駆け抜けた時代を振り返ると、驚かされるのはそのスピード感です。「ボヘミアの上等兵」に過ぎなかった彼が、政治家を志してから独裁者になるまで、たった13年。ナチ党が全国政党になってから5年。ヒトラー内閣が成立してから何と2ヶ月。国民からすれば、あ

れよあれよという間にドイツから基本的人権と民主主義が消えていった。

その歴史に学ぶならば、このテーマには相当な覚悟とスピード感を持って臨まなければなりません。ということで、お手元にお配りしたレジュメにそって、短い時間でいろいろなこととお話させていただきます。聞く方も大変と思いますが、なにとぞ宜しくお願いいたします。

■ 憲法の基本理念—立憲主義

最初は立憲主義です。憲法の教科書では、実質的意味の憲法は立憲主義的憲法に限ると書かれています。つまり、いくら憲法という名前がついていても、立憲主義的でなければ憲法ではない。つまり、立憲主義とは、憲法を憲法たらしむる基本理念なのです。

では、その理念の中身はいかなるものなのでしょうか？

比較的わかりやすいのは、「憲法は、国民ではなく、権力者を縛るルールだ」という説明です。王様も大統領も総理大臣も、憲法を守らなければいけない。あらゆる人よりも憲法が優先する。だから、この理念は「法の支配」Rule of Lawと呼ばれます。この思想のルーツは古くて、少なくともローマ時代にまで遡るといいます。

ただ、立憲主義には、もう一つ大きな柱があります。

それが「個人主義」individualismです。これは「個人の尊重」とか「個人の尊厳」

とか言う言葉で表現されることもあります。これは近代（ヨーロッパでは300年ほど前、日本では明治維新以後）に生まれたライフスタイルを「個人」individual という言葉で表現したものです。

立憲主義の原点にあるのは、ルーツを異にするこの二つの理念です。では、それはどのように融合したのか。それを知るためには、歴史を遡り、中世から近代への変化に目を向けなければなりません。

中世を特徴付けるキーワードはムラ、家、身分でした。

その中で暮らす人々は中世的な社会秩序にがんじがらめにされていた。今の感覚でいえば、不自由で不平等な空間に閉じ込められていたのです。

他方、王様や将軍の力もそれほど強くなくて、貴族や都市には強い自治権が認められていました。そして、この自治権を支えていたのが、王様や将軍の力を規制する「法の支配」の理念だったのです。

しかし、時代の変化とともに、新しいライフスタイルが普及します。それが、「生まれながらにして自由かつ平等で主体的に行動する地位を付与された一個の人間」＝「個人」Individual としての生き方です。維新の時代の日本であれば、坂本龍馬のような生き方ですね。そして、実はこの概念自体の中に自由と平等、幸福追求権のルーツがあることに注意してください。福沢諭吉らが individual という言葉を訳すのに悪戦苦闘したのは、それまでの日本に man はいたけれど、individual がいなかったからなのです。

他方、権力構造にも変化が生まれます。中世の時代の法の支配を破壊して、分散していた権力を一手に担う王様＝絶対王が登場する。日本で言えば、明治維新で国家元首となった明治天皇や廃藩置県をイメージしていただければ良いでしょう。

かくして、中世というムラ社会は、下と上からの変化、個人と絶対王の連合によって解体され、近代国家と呼ばれる新しい社会システムが誕生しますⁱⁱⁱ。

すると、今まで親和的だった個人と王様の関係が対立的なものになってきます。国王の権力と個人の自由が衝突するようになる。こうなると、そもそも近代国家とは何か？ という根本的な問題が提起されます。

国王＝国家権力の絶対性を支持する考えは、「国家あってこそその個人」という論理を展開します。これを「国家主義」と言います。

比喩的に言うと、国家主義にあっては、「国家」とは、単なる人間の集まりを越えた一つの「生命体」のようにイメージされます。そこでの「王様」は「脳」、一人ひとりの国民は「細胞」といったところでしょうか。「細胞」は、その生命体の一部であるからこそ存在価値があるし、生きてゆけるという訳です。

ちなみに、軍国主義が吹き荒れた日本やヒトラー時代のドイツでは、この考えが「民族」という言葉とともに語られてきたことに注意してください。日本では、神話の時代から続く生命体としての「日本国」、そしてそれを構成する細胞としての「日本国民」のイメージを、「日本民族」という言

葉で表現していたのです。そして、その頂点に君臨しつづけてきたのが「天皇」であり、それこそがわが国（民族）のアイデンティティ＝「国体」であると強調されてきたのです。

これに対して、**個人の自由、individual** というライフスタイルを支持する側は、「**個人あってこそその国家**」という考えを展開します。これを「**個人主義**」といいます。

「**社会契約論**」という言葉が聞かれたことがある方も多いと思いますが、それこそがこの考え方です。つまり、まず、ヤマダさん、タナカさんといった一人ひとりの個人がいる。**国家とは、その個人がつくった協同組合のようなものだ**という考え方です。

ヨーロッパ近代の**市民革命**とは、理念的には、**個人主義が国家主義に勝利した政治的**事件です。

そして、イギリスの名誉革命を理論的に擁護したJ.ロックが1690年に公表した「**統治二論**」（**市民政府論**）の内容こそ、**憲法の原点**というべき考えです。

彼は、**個人主義－社会契約論**を展開した上で、権力者は放っておけば必ず暴走して個人の自由を不当に侵害するとして、**王権の制限の必要性**を説きます。そのために、彼は、かつて貴族や都市の特権を支えた「**法の支配**」の理念を、**個人の自由を守るために復活**させました。法の支配も個人主義もロックのオリジナルではないのですが、**両者を合体させたところに彼のオリジナル**があります。また、そのことによって、**立憲主義の骨格**となる**思想**が誕生しました。これこそが、**紆余曲折ありつつ、市民革命の**

時代から現代に至るまで、憲法を貫く基本理念となったのです。

2005年に日弁連が**人権大会**で採択した**宣言**（鳥取宣言）では、立憲主義について「**憲法は、すべての人々が個人として尊重されるために、最高法規として国家権力を制限し、人権保障をはかるという立憲主義の理念を基盤として成立すべき**」と規定しました。これもロックの考えを強く反映しています。

また、彼の考えは、アメリカを経由して、現在の日本国憲法に強く反映しています。先の日弁連の宣言も、以下の3つの条文を下敷きにしています。

13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

98条1項「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」

99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」

なお、13条に関して気をつけなければいけないのは、「**全ての個人が尊重される**」と読み間違えがちなことです。しかし、13条には**すべての国民が「個人として」尊重されなければならない**と書かれています。

つまり「個人」という言葉にこそ価値がある。「君って個人だね！」と言われて喜ばなければいけないのですね。

■ 民主主義と立憲主義

もちろん、ロックの思想は、原点ではあっても、完成形ではありません。個人主義と法の支配という理念が融合したところから、いろいろ重要な理念・原則が生まれてゆきます。

たとえば、モンテスキューの**権力分立**の理念です。これは、法の支配の理念を維持するためには、権力を一点に集中させてはいけないという考えですね。これは、**文句なしに立憲主義の体系に組み込まれている**と言ってよいでしょう。

では、**民主主義**はどうでしょうか？ 実は、これが、**難しい**。

民主主義という概念は、ギリシャの時代からありました。また、**近代国家の本質を個人が作った協同組合のようなものだと考えれば、協同組合の意思決定は組合員自身によって行われなければならない**。その意味で、立憲主義—特に個人主義は、**民主主義を要請する**と言ってよいでしょう。

しかし、ギリシャの時代から、民主主義は独裁をもたらすと言われていました。しかも、**ルソー流民主主義の影響を受けたフランス革命では、ギロチンに象徴される大変な数の死者を出し、最後にはナポレオンが独裁者=皇帝になって大戦争を起こすという混乱が起きました**。

つまり、**民主主義は、立憲主義の要請するところではあっても、実際にこれを運用するのは難しい**。その難しさは、本当の協同組合の理事者や、弁護士会の役員の皆さまが日々痛感しておられることでしょう。まして、**組合員数が数千万、数億人、しかも脱退の自由が事実上存在しない「国民国家」という「組合」を民主的に運営するのは、本当に大変なこと**なのです。

では、ルソー流民主主義に欠けていたものは何だったのでしょうか。それは、「個性」の尊重という理念です。ルソーは、**理想の人間像を前提に、一人一人の個人の違いを、望ましくない「誤差」と考えた**。だから、**多数決絶対のワナに落ち込んでしまったのです**^{iv}。

この点を、体系立てて論じたのは、ジョン・スチュワート・ミルという19世紀の学者です。彼は、**個人の違いは「個性」として積極的に尊重されなければならない**。それが尊重されないときには「**多数者の暴虐**」が起きるのだと指摘しました。この考え、つまり**徹底した価値相対主義**は、現代の世界の憲法に強い影響を与えていて、**完全に立憲主義の体系に取り込まれています**。これこそ立憲主義の核心だという学者もいるほどです。日本国憲法では**思想・良心の自由が明示的に保障されていますが、これもミルの流れをくむもの**だと言えましょう。

とはいえ、制度としての民主主義=普通選挙は、20世紀初頭には、多くの国で採用されるようになりました。そのあり方に、反面教師として、大きな影響を与えたのが、**ヒトラーとナチスドイツ**です。

この独裁政権が誕生した過程は、「**民主主義の自殺**」と表現されることがあります。そしてまた、ヒトラーが独裁者となる過程では、今、話題の「**国家緊急権**」が極めて大きな役割を果たしました。いったい何が起きたのでしょうか？

当時のドイツではいわゆる半大統領制が採られていて、選挙で直接選ばれる大統領が首相を任命することになっていました。**当時の大統領は、ヒンデンブルク**という元軍人、第一次世界大戦での国民的英雄です。彼は、ナチ党員ではなく、保守の総元締めのような存在だったのですが、部下の進言に従って、当時、注目を集めていた**ヒトラーを首相に指名**することとしました。これが1933年1月30日のことです。ただ、この時点では、ヒトラーに何の政治的実績もなく、ナチ党の議席も議会の3分の1しかありません。ヒンデンブルクとつながりの深い保守政党と併せても過半数に届かない。つまり、**ヒトラー政権は、少数派政府**だったのです。

ところが、**ワイマール憲法 48条**には「**大統領緊急令**」という、一種の**国家緊急権の規定**がありました。

「もしもドイツ国家において公共の安全と秩序が著しく攪乱ないし脅かされたときは、ライヒ大統領は公共の安全と秩序を回復するために必要な措置を講じ、必要な際は武力を用いて干渉できる。この目的のためにライヒ大統領は、第114条(個人の自由の不可侵権)、第115条(住居不可侵権)、第117条(通信の秘密)、第118条(表現の自由)、123条(集会の自由)、124条(結社の自由)および153条(財産権の保障)に定めた基本的人権の全部あるいは一部を一時的に停止することができる。」

とされていたのです^v。

そして、ヒトラーは、ヒンデンブルクに取り入り、**議会を解散**させるとともに、**国会議事堂炎上事件**などを口実に、**大統領緊急令を濫発**させます^{vi}。「**議事堂炎上令**」として知られるこの緊急令は、フルマックスのもので、**国民の基本的人権がことごとく停止**され、「**保護拘禁**」の名目で、**司法手続きなしに被疑者を逮捕**できるようになりました。かくして、共産党などの左翼指導者は一網打尽、身柄を拘束されてしまいます。

この結果、総選挙でナチ党は大きく議席を伸ばし、ヒンデンブルクと関係の深い保守政党と併せて過半数を得ます。

そして、同年3月23日、ヒトラーは、あの「**全権委任法**」を成立させました。この法律の制定には、総議員の3分の2の出席と出席議員の3分の2の賛成が必要とされていましたが、共産党のみならず社会民主党の議員の多くが身柄を拘束されたり逃亡したりしている状況でしたから、容易にこの要件を満たすことができました。

この法律の内容は以下のようなものです。

第1条 国の法律は、憲法に定まる手続きによるほか、政府によっても制定される。

第2条 政府が制定した国の法律は憲法と背反しうる。

かくして、「**独裁者ヒトラー**」が誕生しました。まさしく、**電光石火の早業**です。アウトバーンの建設などの経済政策は、ヒトラーが独裁者になった後の業績であり、世間一般のイメージとは逆なのです^{vii}。

この過程は、極めて示唆に富んでいます。なるほど、ヒンデンブルク大統領は選挙で

選ばれていますし、国会議員選挙もされていますから、一連の流れが「民主的」だったと言えぬこともありません。

しかし、大統領緊急令の濫用がなければヒトラーが独裁者になりえなかったことは明らかです。また、全権委任法というアイデアもヒトラーのオリジナルではありません。それと類似の「授權法」の制定も2回前例があったと言います。つまり、**ワイマール憲法とその運用は、「法の支配」という観点から見ると、とても脇の甘いものであったと言わねばなりません。**

また、**議事堂炎上令**によって、言論・集会・結社の自由が制限された時点で、ドイツの**民主主義は既に死んでいた**ということもできます。

この反省の上に、**民主主義は法の支配を踏まえた「立憲民主主義」でなければならない。**また、言論・集会・結社の自由、そして知る権利を含めた表現の自由の保障が、民主主義の維持運営に取って死活的に重要であるということが、戦後の憲法学の出发点となったのです。

■ 平和主義と立憲主義

日本には、**憲法9条**があります。その条文をおさらいいたしますと

9条1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

と規定されています。

では、**9条と立憲主義との関係**をどう考えるべきでしょうか？

第二次世界大戦前の主要な憲法に平和主義を掲げたものは見当たりません

これが戦後になりますと、少々様子が変わります。世界の憲法の中でも、何らかの意味で平和に論及しているものが、むしろ多数だと言われます。また、憲法中に条約を遵守すべきことが規定されているのであれば、国連憲章2条4項の武力不行使原則が憲法上の原則になっていることができるでしょう。国連憲章2条4項は、9条1項とほぼ同じ内容です。従って、**憲法9条1項レベルの平和主義は、かなり普遍的なものとなっている。**

とはいえ、正直、**平和主義が立憲主義の内容として不動の地位を築いている**とまでは言いがたい。「有力候補」のレベルにどまっているというところでしょうか。

しかし、世界的に見ても、平和主義が「有力候補」になるのには理由があります。

1つは、**失われる人命があまりに多い**ことです。**第一次世界大戦**で1500万人、**第二次世界大戦**では5000万人以上の方が殺された。もし、**原水爆を使用した戦争**が起きればどれほど悲惨な戦争となるか。**戦争こそ最大の人権侵害**であるという事実から目をそらすことはできません。

2つめは、**第一次世界大戦以降**、戦争が「**国家総動員**」で行われるようになったことです。それゆえ、ひとたび戦争が起きれば**全ての価値が「国家が勝つこと」**に集

約されてしまう。むき出しの国家主義が立憲主義を飲み込んでしまう。

それを象徴するのが、日中戦争が始まった1937年に、当時の文部省が発表した「国体の本義」という文書です。その中では、諸悪の根源が「個人主義」にある、これを徹底的に排斥すると宣言されています^{viii}。また、ドイツのヒトラーも、演説の際、「国民よ、おまえがひとつになれば、おまえは強くなれる。」と言うフレーズを常套文句にしていました。その意図するところは、西欧的な自由主義・個人主義が民族の一体性を砕き、国民の連帯を断つという意味でした^{ix}。この二つの国がその後どうなったかはご承知の通り。「国体」護持のために最後の1人まで戦って死ぬという命令が出され、多くの命が失われました。

また、私は、冷戦終結後にアメリカが始めた「テロとの戦争」が、憲法との関係で新たな緊張を生み出しているのではないかという問題意識を持っています。なぜなら、この戦争の「敵」は国ではない。テロリストという個人ないし集団です。その中には、自国民も含まれている。かくして、戦争という大義名分によってむき出しになる国家権力の矛先が、自国民に向けられる可能性が高くなる^x。特定秘密保護法の内容など見ると、その思いを強くいたします。

また、わが国だけの事情を考慮すれば、立憲主義の体系の中に9条を位置づける歴史的必然性があります。それは、象徴天皇制です。戦争中の絶対主義的天皇制＝極端な国家主義を支えたのは、国家神道、家制度、そして軍国主義でした。だとすれば、

天皇を象徴にとどめるための保障がある。それが、政教分離、家制度の解体（両性の平等）そして軍隊の廃止＝9条2項であったのだということに注意しなければいけないと思います。

■ 国連憲章の基礎知識

さて、今回の安全保障関連法の内容を正確に理解するためには、国連憲章についての最低限の知識が必要です。

第一次世界大戦より前には、戦争自体を違法とするのは無理だという考え（無差別戦争観）が支配的でした。しかし、第一次世界大戦の惨禍を経て、「戦争放棄に関する条約」（パリ不戦条約）が成立しました。だが、それでは第二次世界大戦の勃発を防ぐことができなかった。そこで、第二次世界大戦後、戦争の再発を防ぐために結ばれたのが国際連合憲章と呼ばれる条約です。

その2条4号では「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」

と規定されています。先ほども触れましたが、これはわが国の憲法9条1項と実質的に同じと認めていただければ結構かと存じます。

ただ、国連憲章の「武力不行使原則」には3つの例外があります。その最初の2つが「個別的自衛権」と「集団的自衛権」です。これは、国連憲章51条で

「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、**個別的又は集団的自衛の固有の権利**を害するものではない。」

という形で規定されています。

このうち、「個別的自衛権」は、ごく大雑把に言えば、「正当防衛」のようなものですから説明は不要と思います。

問題は「**集団的自衛権**」です。これは「**自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する国際法上の権利**」と定義されます。

これは**国連憲章の原案にはなかった規定**でした。この権利について、まるで「いじめられた国を助けるための権利」のようにイメージする人がいるのですが、歴史的に見ると、決してそうではありません。

国連憲章条約の文案が詰められているとき、すでに「**米ソ冷戦**」の構図ができあがっていました。どちらかが「拒否権」を行使したら、国連は機能がマヒしてしまいます。そのときに備えて、**アメリカとソ連が、その同盟国…言い換えれば「ナワバリ」を防衛するための権利として盛り込まれたのが「集団的自衛権」という概念**だったので、それを証明するのが、**冷戦終結までの期間にこの権利が行使された実例**です。有名どころでは

- 1956年 ソ連のハンガリー動乱への介入
- 1965年 アメリカのベトナム戦争参戦
- 1968年 ソ連のチェコスロバキアへの介入（「プラハの春」への介入）

1978年 ソ連のアフガニスタン侵攻
といったところでしょうか。これらの事案は、いずれも、同盟国内で内紛が起きた時、「子分」の政権から要請を受けたことを大義名分にして、軍事介入したものです。とはいえ、良し悪しは別として、国連憲章が認めている3つの例外のうちの2つめであることには違いありません。

では、3つ目は何かというと、それが「**集団安全保障としての軍事的措置**」です。簡単に言えば、**国連の安全保障理事会が武力行使を容認する決議をしたときには、合法的に戦争をするお墨付きがつく**というものです。

ただ、これは、**国連憲章のどこを読んでも出てきません**。もともと国連憲章が予定していたのは、国連が「国連軍」を組織し、国連自らが指揮をとって、違法な戦争を行った国に制裁を行うというシステムです。しかし、この「国連軍」なるものは一度も組織されることはありませんでした⁴¹。アメリカとソ連という大ボスに対立していたのですから、ある意味当然ですね。そして、冷戦が終わった後、「世界の警察」としてふるまえるようになったのは「唯一の超大国アメリカ」だけです。ならば、安全保障理事会がアメリカにお墨付きを与えればよいではないかということになります。

それが最初に実現したのが「**湾岸戦争**」です。イラクがクウェートを侵略した。それに対してアメリカを中心とする多国籍軍が武力制裁をすることに、安全保障理事会はOKを出した。**それ以後、国連安保理のお墨付き（武力行使容認決議）を得て武力行使をすることが慣例となりました**。そして、今では、それが、「**集団安全保障とし**

での軍事的措置」と呼ばれるようになって
います。

ただ、これは国連憲章の本来の形とは違
います。決定的に違うのは指揮権の所在です。
国連が指揮する国連軍と違って、指揮権は
戦争を行う国にあります。だから、時にお
かしのことが起きる。

その最たるものが「イラク戦争」でした。
当時、イラクはアメリカもイギリスも攻撃
していません。だから、個別的自衛権でも
集団的自衛権でもこの戦争を正当化するこ
とができない。だから、国連安保理の武力
行使容認決議を取ろうとしたけれども、拒
否権を持つフランスなどが大反対して断念
せざるを得なかった。そこで、なんと、ア
メリカは10年以上も前の湾岸戦争のとき
の安保理決議が「復活」するという驚きの
論理を展開して戦争に突入したのです。も
ちろん、そんな強引な理屈を支持する国は
ほとんどありません。しかも、大義名分と
していた「大量破壊兵器」も出てこなかつ
た。結局、アメリカやイギリスがやったこ
とは「集団的先制攻撃」であり、それを日
本政府は支持したのです。

■ なぜ自衛隊が認められるのか

国民が今回の安全保障関連法案の内容を
理解しづらい理由の一つに、「自衛隊を認
める論理」について学校で教えていないと
いうことがあります。

この自衛隊、「見かけ」は軍隊そのもの
です。しかし、法的にはあくまで「自衛隊」
であって「軍隊」ではない。では、どこが
違うのか。それを理解するために、歴代政

府が自衛隊の存在を認めてきた論理をおさ
らいしましょう。

実は、政府解釈は、9条を解釈するの
ではありません。憲法全体を解釈します。そ
こで念頭に置くのは、わが国が外国から「急迫
不正の侵害」を受けたとき、つまり侵略を受
けたとき—という極限状態です。そのとき、
国民は殺され、傷つき、あるいはその財産が
破壊され、奪われる。それなのに、政府は
何もしなくてもいいのか?—という議論の立
て方をするのです。今回の東日本大震災
で自衛隊が活躍しましたが、それと同じよ
うな状況を想定する訳です。

そうすると、なるほど憲法に9条はある
けれど、他方で憲法は「平和的生存権」や
「生命、自由及び幸福追求に対する権利」
を保障している。これらの権利をまもるた
めの「自衛の措置」としての武力の行使を憲
法が禁じているはずはない。そのための実
力として「自衛隊」の存在は認められるの
だと言ってきました。

とはいえ、このような論理で認められる
自衛隊ですから、他国の軍隊と同じ活動が
認められるはずはありません。厳重な制限
がかかります。

まず第1に、わが国に対する急迫不正の
侵害があること、つまりわが国に対する武
力攻撃があることが絶対要件になります。

第2に、あくまでこれは例外中の例外で
すから、これ—わが国に対する侵害—を排
除するために他の適当な方法がないことが
必要になります。

第3に、仮に「自衛の措置」を講じると
しても、必要最小限度の実力行使にとどま

るべきことが必要になります。

これらが、有名な「自衛権発動の3要件」と呼ばれるものです。

そして、第3の要件から派生する重要な命題として、「自衛権を行使できる地理的範囲の制限」があります。つまり、「武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上許されない」とされてきたのです。

これらの要件のうち、「わが国に対する急迫不正の侵害があること」という要件と、「他国の領土、領海、領空では自衛権を行使できない」という命題は、侵略戦争を防止するという観点からは、明確な「歯止め」となるものです。弁護士会が出している「憲法って、何だろう？」という冊子の15頁に「攻められてもいないのに戦争をするのはやめよう」「日本の外で戦争をするのはやめよう」と書かれているのは、この二つの「歯止め」を意識してのことなのですね。

わが国が集団的自衛権を行使できないとされてきたのも、集団安全保障としての軍事的措置に参加できないとされてきたのも、これらの「歯止め」があってこそです。なぜなら、どちらの場合でも、「わが国に対する急迫不正の侵害」などありませんから。

その結果、泥沼となった「アフガニスタン戦争」でも、「イラク戦争」でも、自衛隊員が殺されたり、他国民を殺したりすることはありませんでした。

そして、今回の安全保障関連法によって取り払われたのは、まさにこの2つの「歯止め」なのです。

■ 安全保障関連法の全体像

遠回りをしましたが、いよいよ安全保障関連法案の具体的中身に入りましょう。

これは、全部で11本もの法律、しかも難解な言葉で定義された「〇〇事態」が連続する手強い法律です。

しかし、先ほどからご説明した国連憲章と自衛隊に関する知識を前提にすれば、多少わかりやすくなります。

また、お手元にお配りしているのは、与党協議の際に使われた「平和安全法制の主要事項の関係」という一覧表ですが、これはなかなか秀逸です。これを活用しながら、まずは、関連法の全体像について説明させていただきます。

この表の見方について、私なりに考えてみました。今までの政府解釈で認められてこなかった「集団的自衛権」の行使に対応するものと、「集団安全保障としての軍事的措置」への参加に対応するものに分類して考えればよいのではないかと思います。

具体的には、まず、「集団的自衛権」の行使に対応するのが、従前の「武力攻撃事態法」を改正して誕生する「事態対処法」における「存立危機事態」とその場合の「防衛出動」及び「防衛出動時の武力行使」だと思います。そして、従前の「周辺事態（安全確保）法」を改正して誕生する「重要影響事態（安全確保）法」は、「防衛出動」には至らない他国軍への「後方支援活動」や「捜索救助活動」を定めたものと位置づ

けられます。これらは、この表で言えば、右上の2つのマスに対応します。

これに対して、国連の「集団安全保障としての軍事的措置」への参加に道を開くのが、新設される「国際平和支援法」だと思います。また、それを補完する形で改正「国際平和協力法（PKO法）」が位置づけられることとなるでしょう。これらは、この表で言えば、左下の2つのマスに対応します。

そして、この表の左右真ん中において縦に並んでいる二つの法律—重要影響自体法と国際平和支援法は、その法律によって行う活動の内容がほとんど一緒です。

あと、「米軍等の部隊の武器等防護」や、「船舶検査活動」は、いわばトランプのジョーカーのようなものです。これらも十分に武力の行使につながる行為なのですが、場合に応じて臨機応変に「活用」できる便利なカードとして機能する可能性があります。

これらの各法律の詳細については、既に日弁連の意見書などで詳細に解説されています。ですから、本日は、主要な4つの法律に絞って説明をさせていただくことと致します。

■ 事態対処法の問題点

事態対処法は、「他国に対する武力攻撃」があったときにも防衛出動と武力行使ができるとするものです。これこそ、最もストレートに集団的自衛権を具体化したものと言えましょう。しかも、ひとたびこの法律が発動されれば、自衛隊の活動に、後方支

援とか現に戦闘行為が行われている現場では実施しない—とかいった限定はありません。事実上無限定な海外での武力行使が可能になります。

まさに攻められてもいないのに戦争する、日本の外で戦争をする法律なのですが、どうしてこれが憲法に違反しないのか？この点について、政府は、「存立危機事態」に限定されているから大丈夫なのだ—と言います。

そこで「存立危機事態」の定義を見てみますと、

「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆

とされています。

しかし、どうして「他国に対する武力攻撃」によって「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される」場合が起きるのでしょうか？つまり、この条文は日本語になっていない。論理が破綻しているのです。それゆえ「我が国の存立が脅かされ」とか「明白な危険がある事態」というボカシを入れざるをえなくなっているのですが、そのことによって「歯止め」としても機能しなくなっている。

先ほど、国会の憲法調査会で3人の学者が全員「違憲」と発言したことを紹介させていただきましたが、自民党が呼んだ長谷部恭男教授が指摘したのがこの点です。今まで13条の幸福追求権などを使って自衛隊を正当化してきた論理の延長では、この法律は正当化できない。それは解釈の限界を超える—と指摘されたのですね。

そして、論理的に破綻した日本語ゆえ、具体的な事例についての説明が困難になります。有名なところでは、ホルムズ海峡が封鎖された場合です。この点で、安倍首相と公明党の説明が食い違った。公明党は認定できないと言い、安倍総理は「できる」と言った。そのうちイランとの和平が成立したため、この事例自体が議論の対象にならなくなったのですが、そのような食い違いが残ること自体、法律としては欠陥品でしょう。

それどころか、総理は、最近まで、「アメリカが先制攻撃をした場合」が存立危機から排除されると明言しませんでした。最近、ようやく「一般論」として国際法違反の戦争に協力することはない—と言い始めましたが、過去のアメリカの戦争に違法なものがあつたと絶対に認めない。これでは、話になりません。

しかも、「存立危機事態」と認定する手続にも問題があります。認定にあたっての政府の議論は非公開です。実質的な判断が行われるのは最近できた日本版NSC＝「国家安全保障会議」という密室の中です。判断の基礎となる情報も「特定秘密保護法」で「秘密」となる可能性が非常に高い。しかも、国会承認は事後でもよいとされている。

結局、存立危機自体にあたるかどうかの判断は、時の政権の「腹一つ」ということになりかねません。

■ 重要影響事態法の問題点

重要影響事態法は、米軍「等」に対する「後方支援活動」や「捜索救助活動」ができる。ただし、後方支援活動は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しない—裏返せば現に戦闘行為が行われていなければ—という法律です。

この法律は、「後方支援活動」は「武力の行使」にあたらぬという論理を前提にしています。ですから、その発動要件も緩い。条文では「重要影響事態」とは、

「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至る恐れのある事態など我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」

と定義されています。この定義はすこぶる曖昧ですから、ある意味とても「使い勝手の良い」法律です。

しかし、「後方支援活動」が、9条1項や国連憲章で禁じられた「武力の行使」にあたらぬという見解は、日本独自のものです。

後方支援活動とは「物品及び役務の提供、便宜の供与その他」とされていますが、典型的なのは補給・輸送活動です。これらは「兵站（へいたん）活動」という重要な軍事活動で、「武力の行使」に当たるのは国際的な常識です。

だとすれば、「事態法」における防衛出動の場合だけでなく、「重要影響事態法」による他国軍隊の「後方支援活動」も「武力の行使」にあたり、集団的自衛権の行使にあたる場合が出てくるのです。

憲法調査会で小林節氏が

「後方支援と言う日本の特殊概念で、要

するに、戦場に後ろから参戦するだけの話でありまして、前から参戦しないよというだけの話でありまして、そんなふざけたことで言葉の遊びをやらな

いでほしいと本当に思います。」

と指摘したのはこの点です。
また、敵から見れば、弾薬や兵隊は、最前線に運ばれる前、貨物飛行機やトラックに積まれている間に叩くのが合理的です。だから危険なのです。安倍首相もそのことは否定せず、反撃することもありうると答弁しましたが、それだと、まさに戦闘行為ですね。

また、搜索救助活動は、戦闘行為が始まっても継続するとされています。

■ 国際平和支援法の問題点

先ほどご紹介させていただいたように、この法律は国連の集団安全保障としての軍事的措置なしそれに「準じる」活動を念頭においた新法です。

すなわち、

「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」を「国際平和共同対処事態」と定義し、その場合には、「協力支援活動」と「搜索救助活動」ができる。ただし、協力支援活動は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないとされています。

この新法の「協力支援活動」は、先ほど

の重要影響事態法における「後方支援活動」に「建設」を加えただけとされています。従って、ここでも、後方支援活動において述べたのと同じ問題が起きます。

この点については、アフガニスタン戦争におけるNATO軍の活動を想起すべきです。国連決議に従ってNATO軍が従事していたのは、主として兵站等の後方支援活動だったのに、結局、1000人とも3000人と言われる犠牲者を出してしまったといえます。今度は自衛隊員がその立場になる。

また、先ほど国連の集団安全保障に「準じる」場合と言ったのは、この法律では、安保理の武力行使容認決議が無くても「関連する国連決議」があればいいとされているからです。イラク戦争の時にも「関連する国連決議」ならありました。だとすると、イラク戦争時にこの法律があれば、自衛隊は、戦闘地域にまで協力支援活動と搜索救助活動に行けたことになるわけです。

■ 改正PKO法の問題点

アフガニスタン戦争といえば、PKOのことに触れざるを得ません。90年代以降、自衛隊がPKOに参加してきたこともあり、「PKOならいいんじゃないか？」と思っておられる人も多い。しかし、それはPKOの中でも安全なものだけに参加していたからです。

しかし、近年、PKO自身が大きく変わっている。国連の集団安全保障としての軍事的措置との境界が曖昧になってきていて、テロやゲリラ相手の活動は、とても攻

撃的なものにかわってきています。

ところが、今度の法律で自衛隊は、「駆けつけ警護」など、危険な活動にも参加できるようになりました。その中でも私が注目しているのは「安全確保業務」です。これは、具体的には、重要施設の警護、検問所を設置しての検査、市街地のパトロールなどを意味するのですが、これが危ない。

最近、アフガニスタン戦争でのデンマークのPKO活動をドキュメントした「アルマジロ」という映画が話題になりましたが、その実態はゲリラ・テロリスト（※アフガニスタンではタリバン）との戦争そのものです。そこに自衛隊が参加できるようになる。

ちなみに、ここでも政府は世界に通用しない「珍説」を展開しています。それは、個々の自衛隊員の「武器の使用」と、国家権力の行使としての「武力の行使」は違うという理屈です。まるで「殴ったのは俺ではなくて、俺の手だ」といわんばかりの理屈ですが、殺される側から見て、そんな理屈が通るはずはありません。

そして、今度の安全保障関連法で最初に死者が出るのでは？と危惧されているのが、現在、自衛隊が派遣されている南スーダンPKOです。ここでは、政府軍と反政府軍が戦闘状態にある。既に停戦合意は崩れている。大量の避難民が発生している。安倍政権は、参議院選挙が終わるまで、任務の拡大を命じないようですが、選挙が終わったらどうなるのか。とても心配です。

■ 中国の脅威を考える

このように、今回の法律は、大変な法律です。しかし、「国民の安全のために憲法に違反して何が悪い？」という論理に賛成する人がそれなりいるのも事実です。では、彼らは、どの国がわが国の安全を脅かしているのでしょうか。ずばり、それは「中国」です。

とはいえ、よく考えて下さい。本当に中国が日本を侵略してくるのなら、日本が攻められたときです。そのときは、本来の意味の「自衛隊」に活躍してもらえばいい。しかも、その場合には、日米安保条約によって、アメリカは共同対処義務を負っている。日本が領土をアメリカに軍事基地として使用させるかわりに、有事にはアメリカが日本を守る。日米安保条約はそういう条約なのではないですか。もし、日本が攻撃されているのに米軍が動かないという事態が起きたら在日米軍基地はその存在の正当性を失う。だから、「中国の脅威」を理由に自衛隊を地球の裏側で戦争させるというという発想は、おかしいのです。

ところが、「中国」という言葉を聞いただけで思考が停止してしまう日本人が多い。それは、多くの日本人が「台頭する中国にどう向き合うか」という問題に冷静に対応できないからです。正直、日本人にとって中国という国が存在感を持ち始めたのはせいぜいこの30年。そのうちにGNPでも抜き去られてしまった。そのような劇的変化が起きているとき、中国という国を等身大、ありのままにイメージするのは難しい。偏見と恐怖心が入り交じった感情が交錯しているところで、中国がどんどん軍事力を増

強している。これが、理屈抜きに「脅威」に見える。一種のパニック反応といってもよいかもしれません。その「空気」が最大限利用されているのだと思います。

しかし、GNPが2位だ、3位だといっても平和だからこそです。中国の株価が下がっただけで、日本の株価が下がるのです。万一武力衝突が起きれば、どちらもただではすまない。ピストルを突きつけあわなければまともに話しができないようでは、先が見えないのではないのでしょうか？

ただ、ここにきて難儀な問題となっているのが南シナ海です。

中国が、南シナ海全部が自分の領海だという無茶な主張をして、「暗礁」を埋め立てて既成事実をつくらうとしている。それに業を煮やしたアメリカが、昨年10月27日、中国が埋め立て工事をしている「スピ礁」の沖合12海里以内の海域にイージス艦を派遣して、堂々と航海させた。要するに「ここは中国の領海ではなくて、公海だ」と宣言したわけです。

これをどう理解したらよいのでしょうか。この事件には、いろいろな問題が複雑に絡まりあっているのですが、ここでは2つのことだけ指摘させていただきます。

1つは、この緊迫した状況の背景にあるのが「核戦争」だということです。パソコンやスマホで「南シナ海」「戦略原潜」というキーワードを検索すると、山ほどヒットします。要するに、中国の戦略原潜基地が南シナ海の北端の海南島にある。中国の戦略原潜から発射されるSLBMミサイルの射程は8000キロと言われていますから、有事の際、南シナ海から太平洋に出なければア

メリカまで核ミサイルが届かない。だから、南シナ海では、中国の戦略原潜をめぐる命がけの鬼ごっこが続いている。中国が南シナ海「全部」を領海と主張する最大の理由はここにあると考えられます。

2つめは、アメリカは、今後、この地域での日本の活躍に大いに期待しているということです。なぜかというと、日本の自衛隊は、米ソ冷戦期、ウラジオストックから出撃するソ連の戦略原潜を日本海に封じ込める役割を果たしてきたからです。ですから、日本の対潜水艦作戦能力は、伝統的に非常に高い。その能力を今後は南シナ海でも発揮してねという訳です。ただ、これは日本にとって大変な負担です。南シナ海は広くて遠い。ここで本気に対潜哨戒活動を行おうとすれば、自衛隊がもう一ついる。先の長い話になるし、そのためにどれだけの金と人がいるのか。その説明がなされていません。

■ 国民の安全と安心を考える

さて、政府が「国民の安全と安心」を語る時、それを脅かすものとして、中国など「他国からの脅威」が強調されています。

しかし、潜在的には、国家権力自身が「国民の安全と安心」を脅かす存在であることを忘れてはいけません。日本でも「憲兵」がウロウロして、拷問がまかりとおっていた時代があったのです。

ただ、最近の政治家の皆さんの多くが、そのことをすっかり忘れておられる。お手元のレジュメで、自民党の石破氏のブログ

から引用した文章を引用させていただいていますが、その中の

「『国家など信用できない』と言うなら、
国民国家、市民国家とは一体何なのか。」

という言葉に象徴されるように、彼の発想からは、**国家権力と個人の自由・基本的人権との間には、厳しい緊張関係がある—という視点が完全に欠落**しています。

また、今回の法案審議の過程で、**自民党の武藤さん**という若い議員が、法案反対運動をしている学生達の団体「シールズ」について、

「彼ら彼女らの主張は『戦争に行きたくない』という自己中心、極端な利己的考えに基づく。利己的個人主義がここまですまん延したのは戦後教育のせいだろうが、非常に残念だ」

とツイッターに書き込みされました。彼自身が自覚しているかどうか別として、これは、戦前の「**国体の本義**」の論理の引き写しです。

国家権力との関係で「国民の安全と安心」を守ってくれるのが「憲法」です。憲法が機能しない**独裁者が統治する国に、本当の安全や安心はありません。**

今回の安全保障関連法が憲法を踏みにじたことにより、いよいよ、**自衛隊員に死ね、殺せという命令**が出される。自衛隊出身の柳澤恭二氏が、各地で「**自衛隊員も人間だ!**」と訴えておられますが、ごもつともです。付け加えれば、この法律が本格的に発動されれば、**多くの民間人や公務員が徴用される。その人達の安全・安心は無視していいのか?**

事はそれにとどまりません。

例えば、**自衛隊員の死体を運ぶ棺（ひつぎ）**が帰ってきたとき、自由に物が話せない、**大変重苦しい空気が流れる**ことでしょう。「国民のために命を犠牲にした戦死者が犬死にしたというのか?」という声の中で、「おかしい」という声を上げることがどれだけ難しいか。

逆に、**自衛隊が他国民を殺したとき**、日本は「殺された側」の恨みと向き合わなければなりません。例えば、**報復テロ**が起きたとき、日本人は冷静でいられるでしょうか? 現に、「**テロとの戦争**」を続けているアメリカは、**グアタナモ基地での違法拘禁**をまだ続けている。また、スノーデン氏が暴露したように、**全国民を対象とした異常な「監視社会」**も誕生しているのです。

つまり、政府が「**国民の安全と安心**」という言葉を使うときには、**余程注意して聞かねばならない。**

ところが、洋の東西を問わず、**独裁者は、上手に国民の不安をあおり、「安全と安心」という言葉を使ってきました。**あのヒトラーもユダヤ人と共産主義の脅威をあおり立てて国民の熱狂的支持を得た歴史があります。それに騙されるかどうか。ここで国民は試されていると言えましょう。

■ 問われる国民の態度と弁護士会の役割

冒頭でヒトラーが独裁者になる過程のスピード感についてお話しました。その伏線

となったのが、ワイマール憲法とその運用の脇の甘さです。

ふりかえって現在の日本を見てみると、憲法そのものはともかく、運用については、既に危険水域に達しつつあるのではないのでしょうか？ 政権党たる自民党が公にしている改憲案は、立憲主義の基本理念を真向から否定しています^{xii}。内閣法制局も長官人事の濫用で骨抜きにされてしまいました。あげく、安全保障関連法を制定するために採られた「解釈改憲」という手法は、いわば憲法を無視するもので、「法の支配」の理念からは到底許されぬものと言わねばなりません。

そして、法案審議の過程での政府の説明責任の放棄、強行採決、特定秘密保護法の制定に見られるように民主主義もじわじわと変質しつつある^{xiii}。メディアや公教育への介入といった形で、個性や思想良心の自由の居場所もなくなってきている。

しかも、次なる明文改憲の目標として、ヒトラーを独裁者にした「国家緊急権」の導入まで公然と語られている。立憲主義の観点から一番危険なものを「お試し」で持ってくるという感覚には恐れ入ります。

ということで。勝負は今です。今こそ、主権者たる国民の態度が問われている。異常が正常になってしまい、外堀が埋まってしまうと、何かのきっかけで、一気に後戻りできない独裁への道に進んでしまう。そのときには、もう遅い。異常を異常と発言できるうちに、立憲主義と民主主義の回復に向けての取り組みを強めなければなりません。そして、昨年夏に、東京で12万人とも言われる市民デモが開催されたことは、

この取り組みを成功させる裏付けがあることを示しています。

ただ、残念ながら、多くの一般市民にとって、立憲主義や民主主義など、理屈っぽくて縁遠いものなのも事実です。それに比べて、「ひとつの民族、ひとつの指導者、一つのヤー（ja）！」といったナチ党のスローガンの方が、なんとわかりやすいことか。

それを踏まえてでしょうか。奈良弁護士会でお招きした樋口陽一名誉教授は、「騙される者の責任」を強調しておられました。つまり、騙す方も悪いが、騙される方にも責任がある。主権者たるもの、騙されないようにするための努力が必要だということです。

そして、国民に正しい判断をしてもらうために、弁護士・弁護士会が果たすべき役割は大きなものがあります。戦前にも、人権蹂躪に抗議する弁護士はいましたが、治安維持法でやられてしまいました。その反省から、戦後、弁護士法が制定されたのです。そこでは、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と謳われています。そして、その使命を担保するために、弁護士会には強い自治権が付与されています。これは、他の士業には認められない使命と特権です。その弁護士・弁護士会が、今発言しなくて、いつ発言するのでしょうか？^{xiv}

もちろん、弁護士会は強制加入団体ですから、個々の会員の思想信条も大事しなければなりません。しかし、組織として譲れない一線もある。実は、「立憲主義」という

視点は、その「譲れない一線」を画するために、歴史の中から再発見した理念なのです。

この福井の地においても皆様が活発な活動を繰り広げられ、秋の人権大会が成功す

ることを心より祈念しております。また、奈良の地においても、皆様に負けない活動を続けてゆきたいと思っております。

長時間のご静聴、ありがとうございます。また、

ⁱ 2014年7月の閣議決定後、安倍内閣が安全保障関連法の制定を最初に約束した相手はアメリカでした。2015年4月27日、日米防衛協力の指針、いわゆるガイドラインの改定です。そのこと自体、この法律の特異性をものごといているといえましょう。この場で、アメリカのケリー国務長官は、「今日は、日本が単に自らの領土だけでなく、米国や友好国を守る能力を打ち立てたことを示す日だ。歴史的な転換だ。」と発言したと言います。

ⁱⁱ ヒトラーの軌跡をたどるうえで私が参考にしたのは、「ヒトラーとナチ・ドイツ」(石田勇治著・講談社現代新書)という本です。また、NHKの「新映像の世紀」第1話～3話、「新映像の世紀」第3話も秀逸です。これらは、NHKオンデマンドというネット配信の動画で見ることができます。

ⁱⁱⁱ 後述の「個人」individual という概念や、「社会契約論」を生み出したのは、絶対王を擁護したT. ホッブズでした。彼の理論は、この時代背景を踏まえると理解できます。ただ、彼の理論は当時主流だった王権神授説とは一線を画していて、J. ロックの理論の母体となりました。

^{iv} ルソーの「一般意思」「中間団体禁止」といった考えは、個人の違いを消極的に評価していたからこそ発想です。

^v 上掲石田にはワイマール憲法48条の正確な引用がありません。ネット上で検索したところ、井上彬雄氏の「ヴァイマル憲法における大統領について」という論文で全訳が載っています。同論文によれば、同条には1項から5項まであり、本文との関係で重要なのは2項です。本文ではそれを引用しました。

なお、同条の3項には「ライヒ大統領は、本条文の…第2項の権限に基づいてなした全ての処置について、遅滞なくライヒ議会に報告しなければならない。これらの処置はライヒ議会の要求があるときはその効力を失う。」と規定されていますが、議会在抵抗すれば大統領に解散権を行使されてしまうので、もともと、実効性はなかったようです。また、議事堂炎上令のように議会解散中に極端な緊急令が出されると、議会そのものが空洞化してしまいます。

また、同条の5項には「詳細はライヒ法律によって定める」とされていたものの、その法律は整備されずじまいだったと言います。

^{vi} 同年2月4日の「ドイツ国民を防衛するための大統領緊急令」では、集会と言論の自由に制限を加え、政府批判を行う政治組織の集会、デモ、出版活動を停止させました。さらに、2月27日に起きた国会議事堂放火事件を受けて、その翌日(28日)には、「国民と国家を防衛するための大統領緊急令」(議事堂炎上令)を出させました。その内容が、本文で紹介させていただいたものです。

^{vii} この全権委任法は、4年の時限立法でした。しかし、4年間のうちに、ナチ党以外の政党は全て解散するか禁止され、1945年まで、「期限切れ」を主張する者はいませんでした。

^{viii} 1937年に文部省が出した「国体の本義」の「緒言」は、「抑々社会主義・無政府主義・共産主義等の詭激なる思想は、究極においてはすべて西洋近代思想の根底をなす個人主義に基づくものであって、その発現の種々相に過ぎない」「個人主義の行詰まりは、欧米に於いて我が国に於いても、等しく思想上・社会上の混乱と転換との時期を将来している」「欧米が、今日の行詰まりを如何に打開するかの問題は暫く措き、我が国に関する限り、真に我が国独自の立場に還り、万古不易の国体を闡明し、一切の追随を排して、よく本来の姿を現前せしめ、而も固陋を棄てて益々欧米文化の摂取醇化に努め、本を立てて末を生かし、聡明にして宏量なる新日本を建設すべきである」と述べています。

x 言い換えれば、テロとの戦争という概念が、軍隊と警察の境界線を無くしてしまったのです。軍隊と警察を区別するのは国家権力を抑制するための知恵であることに鑑みると、両者の境界が曖昧になることの影響は大きいといわざるをえません。

xi 朝鮮戦争時の「国連軍」は、実質的にはアメリカ中心の多国籍軍でした。

xii 自民党が出している「日本国憲法改正草案」の改正 13 条は、「全て国民は人として尊重される」となっています。「個人」Individual が単なる「人」man に格下げされてしまっている。

では、99 条はどうか？ 自民党の改正案では「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。」
「国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う」と変わっています。何と、権力者を縛る憲法が、国民を縛る憲法になってしまっている。しかも、憲法を守るべき権力者から「天皇」がはずされている。

要するに、自民党の憲法改正草案は、立憲主義の観点からすると、憲法を憲法でなくすると宣言するに等しい内容なのです。

xiii 民主主義との関係でも、今回、憲法改正のためのきちんとした手続が取られていないことは極めて重大です。

日本国憲法は「不磨の大典」ではなくて、必要に応じて改正できることになっています。ただ、権力者を縛るという役割を果たすために簡単には変えられないようになっている。具体的には、憲法 96 条 1 項により、憲法を改正するには、衆参両議院の 3 分の 2 以上の賛成で改正案が発議され、国民投票で過半数を得なければならないとされている。

言い換えれば、民主主義には二重の時間が流れているのです。憲法の枠内で行われる通常の「政治」については「選挙」というプロセスが予定されている。衆議院の小選挙区制についてはいろいろな議論がありますが、通常の政治のプロセスとしては憲法違反とまでは言えないでしょう。これに対して、憲法の規定そのものを変えるについては、より厳重で慎重な手続を取ることを憲法は要求している。そうしないと、ヒットラーのような天才的アジテーターが登場したとき、易々と「民主主義が自殺する」ことを許してしまいますから。

xiv 内閣法制局が骨抜きにされ、裁判所が事件争訟性の要件や統治行為論で違憲審査を避ける事に鑑みれば、法律家として発言するのは弁護士会しかありません。